

委員会提出議案第 1 号

都城市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び都城市議会会議規則（平成 18 年都議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 29 年 3 月 23 日提出

提出者 議会運営委員会委員長 江内谷 満義

都城市議会議長 荒 神 稔 様

（提案理由）

議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として交付される政務活動費について、当該交付金を管理する専用口座に発生する預金利息の取扱いを見直すとともに、根拠条文を整理するため、所要の改正を行うものである。

都城市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
都城市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年条例第298号）の
一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第14項及び第16項」を「第100条第14項から第
16項まで」に改める。

第8条中「政務活動費の総額」の次に「(預金利息を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第8条の規定は、平成29年度以後の年度分の政務活動費につ
いて適用し、平成28年度分までの政務活動費については、なお従前の例
による。

■ 都城市議会議政務活動費の交付に関する条例（平成18年条例第298号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>○ 都城市議会議政務活動費の交付に関する条例</p> <p>平成18年2月25日 条例第298号</p> <p>改正 平成20年9月25日条例第40号 平成25年2月25日条例第1号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第100条第14項及び第16項</u>の規定に基づき、都城市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第7条まで 略</p> <p>（政務活動費の返還）</p> <p>第8条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額を前条の規定により返還しなければならない。</p> <p>第9条から第11条まで 略</p>	<p>○ 都城市議会議政務活動費の交付に関する条例</p> <p>平成18年2月25日 条例第298号</p> <p>改正 平成20年9月25日条例第40号 平成25年2月25日条例第1号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第100条第14項から第16項までの規定</u>に基づき、都城市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第7条まで 略</p> <p>（政務活動費の返還）</p> <p>第8条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額（<u>預金利息を含む。</u>）から当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額を前条の規定により報告書を提出する際に返還しなければならない。</p> <p>第9条から第11条まで 略</p>